

伝染病予防法改正をめぐる議論：1965年から1995年までの文献調査

文責：大北全俊（滋賀医科大学）

文献要約：坂本郁人（京都大学）

文献提供：井上悠輔（京都大学）

1 目的

本報告書は、伝染病予防法の改正をめぐる議論に関する文献調査を行い、その概要をまとめたものである。伝染病予防法は、現在の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」成立まで、およそ100年にわたり感染症の主たる法規定であった。両法律は感染症対策として性格が大きく異なるものであり、規定されている条文のみをみると突然大きな改正がなされたように見える。本報告書で対象とする1965年から1995年の伝染病予防法改正をめぐる諸論考は、伝染病予防法から感染症法までの法規範の変化を辿るために有益な視座を与えるものと考え、調査としては完結したとは言い難いが、ひとまずその概要をまとめ報告することとした。

なお、報告のもととなった文献は井上悠輔氏が収集のうえ提供したものであり、各論考の要約は坂本郁人氏が行った。

2 伝染病予防法

伝染病予防法は、1897年（明治30年）に施行され、現在の感染症法の施行と同時に廃止される1998年まで、日本の感染症（伝染病）に対する主要な法規制であった。後藤新平（当時、内務省衛生局長）の命を受けて窪田静太郎が起草したとされる（竹原 316）。対策を要する主な対象疾患は、コレラや赤痢など、法の制定当時繰り返し起こる感染拡大によって多くの罹患者・死者を出した感染症であり、その対策として、感染者やその疑いのある人の隔離をはじめ、感染症法にはない、一定地域の交通遮断、「人民の群衆」することの制限や禁止など、より強制的な措置が規定されていた。当該法の性格として「集団に対する規律と防衛が主たる問題」とも記述されている（手嶋 57）。なお、感染症法は「伝染病予防法」と「性病予防法」（1948年（昭和23年））、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」（1989年（平成元年））の廃止とともに施行されている。

3 伝染病予防法の改正をめぐる議論の概要

手続的な背景として、1965年、厚生省に伝染病予防調査会が設置され、1968年に当該調査会に対して厚生大臣より「今後の伝染病予防対策のあり方」について諮問がなされ、1970年に中間答申が出されていた。一連の伝染病予防対策の見直しの議論では、伝染病予防法関係とともに予防接種法のあり方が検討されたが、法改正に至ったのは予防接種法のみであり（1976年（昭和51年）改正）、伝染病予防法は1998年の廃止に至るまで主たる改正はなされなかった。

参照した文献は下記の表1の通りである。また各論考の要約は参考資料として付けている。

表1：伝染病予防法改正に関する議論の文献一覧（1965~1995）

年	筆者	文献名	所収雑誌等
1965	山下章	真の伝染病予防法への切りかえを	『公衆衛生』第29巻第7号
	落合国太郎	各種伝染病の疫学的対策と今後の課題	『公衆衛生』第29巻第7号
1969	安原美王麿	急性伝染病の推移と伝染病予防法の再検討	『日本伝染病学会雑誌』第43巻第5号
1970		伝染病予防法の改正（論説と話題）	『日本医師会雑誌』第63巻
	中村敬三	伝染病予防法をめぐって	『感染症学雑誌』第46巻第6号
	安原美王麿	伝染病予防法改正に関する意見	『日本医事新報』2416号
		伝染病予防法改正問題に関する当学会としての経過報告（雑報）	『感染症学雑誌』第44巻第6号
1972	安原美王麿	速やかに伝染病予防法を改正せよ	『日本医事新報』2511号
1973	若狭勝太郎	伝染病予防法改正の検討について：東京都感染症センター構想を批判する	『東京都医師会雑誌』第26巻第7号
	防疫組織の改善に関する研究委員会	伝染病予防法改正に対する一私見	『日本公衛雑誌』第20巻第12号
1974	福見秀雄 浅野一雄	伝染病予防法の改正問題を衝く（対談）	『日本医事新報』2600号
1976	安原美王麿	何故に伝染病予防法を改正せぬか	『日本医事新報』2742号
1977	佐々木忠正	伝染病予防法改正を急げ	『日本医事新報』第2782号
1978	春日斉、林部弘、藤森宗徳、小張一峰	伝染病予防法はこのままでよいか（座談会）	『臨床検査』Vol.22 No.9
1995	岡空輝夫、星加忠孝、常井幹生、小谷倫子、大谷恭一	伝染病の届出義務に関するアンケート調査について：伝染病予防法の改正を願って	『日本医事新報』第3723号

また議論の主要な論点については、表2（大北のまとめ）の通りである。

表2：伝染病予防法改正議論の主要論点

対象疾患及び当該疾患への対策が時代の変化に対応できてない ・赤痢の隔離措置への疑問 ・より対策が必要であるはずの麻疹やインフルエンザへの対策の不備 ・市民のみならず一般医師も注意すべき感染症の変化に対応できていない
強制入院による人権侵害への懸念 ・赤痢など
平常時対策について十分に規定されていない ・感染者が発生した後の対策のみが規定されており、発生前など平常時の対策の規定がない
感染者への適正な医療提供による予防について不十分 ・感染者の管理だけではなく、感染者に適正な医療を提供することとその予防の意義について認識が不十分
(平常時含む) 情報収集や管理の充実化が必要
法改正に対する慎重な態度 ・伝染病予防法は「名法律」という認識 ・行政官の抵抗：本法改正に手をつけると担当者に禍があるというジンクス ・法文を変えずに「指導行政」で運用可能 ・予算確保のために法律の維持が有効 ・(予防接種法改正と比較して) 市民による訴訟がない

4 まとめ

改正の議論が行われた1960年代後半の時点で、伝染病予防法成立から60年以上経過しており、対象とするべき感染症や予防及び治療に関する技術も変化していることを受けて、多くの論点について議論がなされていた。またそれらの多くは、感染症法に主要な対策として盛り込まれた。伝染病予防法から感染症法に至るまでに、突然に規定内容が変化したわけではなく、一定の期間の議論を経て感染症法の成立に至ったと言ったべきだろう。

しかし、感染症法の主たる対策レジームの一つである「国内外を含めた感染症情報を継続的かつ的確に収集・分析し、その結果を国民に対して提供・公開することにより、国民自らが適切な対応を図ることができる仕組み」(『新しい時代の感染症対策について 報告書』3-(5))及び、感染症法第16条の「情報の公表」についての議論は本調査においては見つけられなかった。当該レジームは感染症法成立の直近と言って良いエイズ予防法にも(「正しい

知識」の啓発については記載されているが) 見当たらない。

もっとも、文献調査としてもまだ継続する必要がある状態である。当該レジームの成立の経緯については、継続した調査が必要と考える。

参照文献

- ・竹原万雄『近代日本の感染症対策と地域社会』清文堂、2020
- ・手嶋豊「感染症対策と医事法学」(『法律時報』93巻3号所収) 日本評論社、2021
- ・厚生省公衆衛生審議会伝染病予防部会基本問題検討小委員会『新しい時代の感染症対策について 報告書』1997